

第9回アイヌ政策推進会議 政策推進作業部会報告

平成 29 年 5 月 23 日

第 1 民族共生象徴空間の具体化の加速

「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針について」（平成25年6月13日閣議決定）や「「民族共生象徴空間」基本構想（改定版）」（平成28年7月22日アイヌ総合政策推進会議）での方針を踏まえ、民族共生象徴空間の平成32年4月の一般公開を目指して、国や地方公共団体、関係団体や経済界等様々な主体が協力し、準備を加速する必要がある。その際には、民族共生象徴空間を核としながら、広域的な取組と連携し、相乗効果のある取組を進める必要がある。

I 整備の進捗状況

(1) 中核区域

国立アイヌ民族博物館については、民族共生象徴空間の中核施設となる博物館として、「ポロト湖畔の自然景観等、周辺環境との調和」、「アイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進する展示・研究拠点」、「国内外の多様な人々に向けたアイヌの歴史・文化等の発信拠点」という方針の下、基本設計を行い、平成 29 年 3 月 23 日に建物の整備の基本方針や展示室の計画を公表した。

国立民族共生公園については、体験交流施設、工房、広場、エントランスの施設配置にあたり、ポロト湖から自然休養林等の山々につながる一連の自然景観を効果的に取り入れながら利用動線や柔軟な運営、効果的な管理の視点を入れたものとして、計画を取りまとめている。

これらの施設整備に当たっては、アイヌの精神文化や自然観を尊重しつつ、来訪者にアイヌの文化や世界観が強く印象付けられるような工夫をすべきである。

また、（一財）アイヌ民族博物館の既存施設の取扱等、残された諸課題についても早急に調整を進める必要がある。

(2) 慰霊施設

アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現に向けて、第8回アイヌ政策推進

会議で了承された整備方針に従い、各施設の具体的な在り方を検討し、設計を進め、ポロト湖東側（白老町字白老）の太平洋を望む高台に、平成 31 年度中の完成を目指し、着実な整備に努めるべきである。

II 管理運営

(1) 一般公開に向けた取組

国は、早急に運営主体を指定し、民族共生象徴空間運営協議会を立ち上げるとともに、関係大臣により、平成 29 年度から平成 33 年度までの中期事業計画の策定を行い、着実に一般公開に向けた準備活動を進める必要がある。

なお、準備活動には、継続的かつ戦略的な運営のため、マーケティング等の専門家の知見を活用する必要がある。

(2) 運営主体の指定

① 管理運営の基本的な考え方

- 民族共生象徴空間の主要施設である国立アイヌ民族博物館並びに国立民族共生公園及び慰霊施設を一体的に管理運営する必要がある。
- 併せてアイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動、情報発信等を一体的に実施する必要がある。
- 民族共生象徴空間はアイヌ文化の復興等による共生社会の実現のための重要な意義を有する国家的なプロジェクトであることから、その運営主体については、組織体制、財務基盤、活動実績等を有する必要がある。
- これらの業務については、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成 9 年法律第 52 号。以下「アイヌ文化振興法」という。）に基づく事業実施経験を持つ主体が担うことが適当である。
- また、（一財）アイヌ民族博物館の人材及び知見を民族共生象徴空間の管理運営に最大限活用し、運営主体の体制強化を図るとともに、継続的な活動に向けて努力することとする。
との方針の下、一の運営主体を指定すべきである。

② 運営主体の担う主な業務

- 国立アイヌ民族博物館並びに国立民族共生公園及び慰霊施設の一体的な管理運営等を実施。
- 民族共生象徴空間の諸施設を活用したアイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動、情報発信等に関する運営業務を実施。
- 上記の運営業務のうち、開業準備業務、民族共生象徴空間運営協議会

の庶務業務その他付帯業務を実施。

- 上記業務に加え、収益事業その他アイヌ文化の復興等に資する業務を実施。

③ 留意事項

- 運営主体の業務実施状況については、中期事業計画の計画期間を踏まえて概ね5年ごとに点検・評価すべきである。
- 運営主体は、個別の仕様書によるほか、関係法令を厳守し、安全管理・衛生管理の徹底や利用者への快適なサービスに努めるものとする。

(3) 民族共生象徴空間における文化伝承・体験交流・人材育成活動

- 民族共生象徴空間における文化伝承・体験交流事業の体系イメージについて、アイヌ語や芸能、野外活動等の分野毎に、体験交流事業は主に「アイヌ文化に触れる機会が少なかった方向け」として、文化伝承は主に「理解が進んでいる方向け」、「各分野を極めたい方向け」として検討を進めてきた。これからは、開業に向けてこれらの具体化を進める必要がある。その際、民族共生象徴空間と各地域との連携について十分留意する必要がある。
- 文化伝承・体験交流・人材育成活動を担う人材については、外部又は内部からアドバイザーとして協力してもらいたい人材、各地域におけるコーディネーター、研究教育的指導者として協力を得たい人材、次代の伝承主体として育成したい人材といった期待される役割を明確化した上で、(公財)アイヌ文化振興・研究推進機構の実施事業等を通じて、これまで活躍された実績等を踏まえ、それぞれ適材の方々をリストアップする。
- また、その中で、民族共生象徴空間の趣旨に賛同し、協力が得られる人材について、民族象徴空間の活動に加わってもらう体制を整える必要がある。特に、言語、芸能の分野については、習熟までに一定程度時間が必要であることから、早急に協力体制を整備し、準備活動を進める必要がある。
- アイヌ文化の復興等に向けて、各分野の専門家の助言を受けながら、アイヌの人々が中核となって活躍できるようなセンター機能の在り方についても検討し、具体化を図る必要がある。
- これらの文化伝承、人材育成活動の実施場所については、国と地元の地方公共団体等との役割分担を踏まえて検討する必要がある。また、宿泊機能の確保については、新たなポロト温泉施設において宿泊施設が整備されること等を踏まえて地元関係者間で連携して検討する必要がある。

Ⅲ アイヌ文化復興に向けた全国的なネットワークの構築

民族共生象徴空間は、アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターとして整備されるものであるが、アイヌ文化の復興は、民族共生象徴空間のみで達成されるものではなく、全国各地におけるアイヌ文化復興等に関する取組を幅広く推進することが必要である。このため、当作業部会では、平取町及び釧路市からそれぞれの地域におけるアイヌ文化復興等の取組事例について説明を受けたところであり、アイヌ文化伝承活動等が盛んな地域と民族共生象徴空間との連携について、広域関連区域としての連携等を含め、関係者の理解促進を図りつつ、それらを核としたアイヌ文化復興等に関する取組の全国的な拡大とそのネットワーク化に取り組むべきである。

Ⅳ 遺骨の返還・集約等

先住民族にその遺骨を返還することが世界的な潮流となっていること並びにアイヌの人々の遺骨及び付随する副葬品（以下「遺骨等」という。）が過去に発掘及び収集され現在全国各地の大学において保管されていることに鑑み、関係者の理解及び協力の下で、アイヌの人々への遺骨等の返還を進め、直ちに返還できない遺骨等については民族共生象徴空間に集約し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々による受入体制が整うまでの間の適切な管理を行う役割を担う必要がある。

また、全国各地の博物館等において保管されている遺骨等の取扱いについて、検討を進める必要がある。

- 大学が保管する個人が特定されたアイヌの人々の遺骨（特定遺骨）等については、特定遺骨等を保管している大学において、平成 28 年 9 月より返還手続を進めているところであり、引き続き着実に進めていく必要がある。
- 大学が保管する個人が特定されていない遺骨等については、平成 29 年 3 月に「大学が保管するアイヌ遺骨の返還に向けた手続き等に関する検討会」においてまとめられた方針により、専門的知見を活用し、積極的に遺骨の一体化の作業を進めていく必要がある。
- 慰霊施設への遺骨等の集約については、関係者間で諸課題の検討を速やかに進めるべきである。
- 博物館等が保管する遺骨等については、保管に至った経緯、アイヌの人々や博物館等の意向等も踏まえつつ、今後の取扱についての検討を引き続き進める必要がある。
- 文化財等適正な手続により保管されている遺骨等については、アイヌの人々の理解を得つつ、引き続き保管している機関において保管することも

可能にする等の取扱を検討する必要がある。

- また、出土地が明らかな遺骨等の地域返還については、受け入れるアイヌ関係団体の在り方等、基本的な考え方について、アイヌの人々の意向に沿って、引き続き検討を進める必要がある。
- 今後の遺骨等を用いた調査・研究については、平成 29 年 4 月に「これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル」において、「最終報告」が取りまとめられた。この「最終報告」の趣旨がアイヌの人々や研究者に対して十分に周知されるとともに、アイヌの人々と研究者が合同で設置する委員会において、研究の立案や実施が適切であるかどうか審査を行うことが望まれる。
- 海外の機関等が保管していることが判明した遺骨等については、返還に向けた諸課題の検討を進めるとともに、早期返還が可能なものについては、相手機関等との調整を速やかに進める必要がある。

V 一般公開に向けて

民族共生象徴空間は、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、国民各層の幅広い理解の促進の拠点並びに将来に向けてアイヌ文化の継承及び新たなアイヌ文化の創造発展につなげるための拠点となる。このため、平成 32 年 4 月の一般公開を目指して、国や地方公共団体、関係団体や経済界等様々な主体が協力し、100 万人の来場者目標達成に向けたプロモーション活動等に着手する必要がある。北海道が中心となって設立した民族共生象徴空間交流促進官民応援ネットワーク等を中心に、機運の醸成を図りながら、誘客促進に向けた PR 活動を強化する必要がある。

また、アイヌ文化の復興等を図るとともに、国際観光や国際親善に寄与するため、民族共生象徴空間の意義やアイヌの文化・歴史等について海外への情報発信に関する取組を強化することが重要である。このため、先住民族政策分野において政府間交流が進められているニュージーランド等の海外先住民族関係者との国際シンポジウムを開催する等、民族共生象徴空間の一般公開に向けて国際的な協力関係の構築を図るべきである。

第 2 政策の総合的な検討

I 基本的考え方

- 「アイヌ政策の総合的な検討」については、平成 28 年 5 月の官房長官指示を踏まえ、政府において検討体制が整備されており、現行施策の改善方策を含めて幅広くアイヌ政策を検討していくとともに、その中で法的措置の必要性についても総合的に検討すべきである。

その際、若い世代を含め様々な立場のアイヌの人々にとってどのような施策が必要か、固定観念や先入観を取り払い、アイヌの人々に寄り添った先住民族政策を再構築する観点から真のニーズを把握・分析するものとする。

また、直ちに実施できる施策については、順次実行に移すべきである。

II 現状

(1) 生活向上施策

- 北海道においては、これまで、アイヌの人々の社会的・経済的地位の向上を図るため、アイヌの人々の生活向上に関する推進方策を策定し、関連施策を総合的に推進してきた。
- 国においても北海道が進めている施策に、積極的に協力・推進するため、アイヌ政策関係省庁連絡会議を設置し、関係行政機関相互の緊密な連携を図ってきた。
- また、道外に居住するアイヌの人々に対する生活向上に関する施策についても、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書」（平成21年7月）を踏まえ、相談事業の実施や教育支援等の新たな取組を推進してきた。

(2) 文化振興施策

- 平成9年のアイヌ文化振興法制定以来、国と北海道との協力の下、(公財)アイヌ文化振興・研究推進機構の実施する事業を支援する等、着実にアイヌ文化振興や啓発普及に関する取組や人材の育成に進展がみられる。

III 今後の方針

(1) 基本的事項

- 先住民族に関する基本的事項を整理し、立法措置についても検討するとともに、今後実施される施策毎に、最も効果的で実現可能性の高い方策を幅広く検討していく必要がある。

(2) 生活向上施策

- 道外に居住するアイヌの人々、アイヌ生活向上施策を実施していない道内市町村に居住するアイヌの人々、大都市等に移転後、移転先のアイヌ関係団体等との関係が疎遠となっているアイヌの人々等への対応が求められる。
- このため、地域のアイヌの人々に施策展開の現状を説明し、意見を聴取する必要がある。

- また、施策が十分実施できていない地域におけるアイヌの人々に対して、どのようなアプローチがあるのか検討する必要がある。

(3) 文化振興施策

- 次世代を担う人材の発掘・育成・組織化のための方策を検討する必要がある。
- 地域のネットワークの強化に向けた方策を検討する必要がある。

第3 国民理解の促進

- 「イランカラプテ」キャンペーンについては、昨年5月の第8回アイヌ政策推進会議において「イランカラプテ～君に逢えてよかった～」がキャンペーンソングとして贈呈されており、これまでも様々なイベント等で活用されてきたところであるが、引き続き「イランカラプテ」キャンペーンを展開する中でキャンペーンソングの活用が望まれる。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や民族共生象徴空間の一般公開に向け、民間企業等と連携しながら、新千歳空港をはじめとする北海道のゲートウェイとなる主要施設において、アイヌの文化や世界観が強く印象付けられるよう、展示等の更なる充実を図る等、アイヌ文化を核にした地方創生・観光振興・国際親善を一体的に推進する方策を検討し、幅広い取組によりアイヌ文化等への理解促進へとつなげていくことが重要である。
- マスメディアをはじめとする多様な媒体の活用について、本年2月に政府広報インターネットテレビにおいて「徳光・木佐の知りたいニッポン ～イランカラプテ アイヌ文化とその心にふれる言葉」が掲載される等、様々な機会をとらえて取組が進められている。また、アイヌの歴史・文化に関連するマンガが好評を博していること等に鑑み、引き続き各種媒体の一層の活用を図ることが重要である。
※「徳光・木佐の知りたいニッポン ～イランカラプテ アイヌ文化とその心にふれる言葉」→<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14854.html>
- アイヌの歴史・文化に関する国民の理解を促進する上で、学校教育等の場における取組、特に教員に対する理解促進が重要である。次期学習指導要領の改訂とそれを踏まえた新たな教科書作成のタイミングを捉え、教科書会社に対する説明会や道内外における教員向け研修の充実、道外でも利用可能な教材の作成等を図ることが重要である。

(以上)